

札幌市認定プログラム活用促進補助金交付要綱

令和7年5月12日 経済観光局長決裁
直近改正 令和8年4月10日

(通則)

第1条 札幌市認定プログラム活用促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、札幌市認定プログラムを活用して市内IT企業がIT人材を採用した際にかかる経費の一部を補助することにより、札幌市認定プログラムの活用及びIT人材育成を促進し、もって札幌市産業におけるIT人材の確保育成を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 札幌市認定プログラム 札幌市IT人材確保プログラム認定制度実施要綱に基づき札幌市が認定したプログラムのうち補助対象経費を定めているものをいう。
- (2) 認定番号 札幌市認定プログラムを識別するために付与される通し番号をいう。
- (3) プログラム実施者 札幌市認定プログラムの実施主体をいう。
- (4) IT産業等 総務省が定める日本標準産業分類（令和5年7月改定）に基づく以下のいずれかに該当する事業をいう。

大分類E製造業－中分類26生産用機械器具製造業－小分類267半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
－小分類269その他の生産用機械・同部分品製造業

大分類E製造業－中分類28電子部品・デバイス・電子回路製造業

大分類E製造業－中分類29電気機械器具製造業－小分類296電子応用装置製造業

－小分類299その他の電気機械器具製造業

大分類E製造業－中分類30情報通信機械器具製造業

大分類G情報通信業－中分類37通信業

大分類G情報通信業－中分類39情報サービス業

大分類G情報通信業－中分類40インターネット附随サービス業

大分類L学術研究、専門・技術サービス業－中分類71学術・開発研究機関

－小分類711自然科学研究所

－細分類7112工学研究所

－中分類74技術サービス業（他に分類されないもの）

－小分類743機械設計業

－小分類744商品・非破壊検査業

- (5) 中小企業 資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は従業員の数が300人以下の事業者（個人事業主も含む）をいう。
- (6) 中堅企業 従業員の数が2,000人以下の事業者（個人事業主も含む）をいう。
- (7) みなし大企業 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業及び中堅企業並びに大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業及び中堅企業をいう。
- (8) 組合等 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号までに定める法人（企業組合等）又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する一般社団法人等をいう。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、補助金の交付の申請時点において、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者

とする。

- (1) 法人格を有する者
 - (2) 札幌市内に拠点を有し、IT産業等を主たる事業として営む中小企業、中堅企業又は組合等(3)労働基準法(昭和22年法律第49号)に沿った雇用契約を結んでおり、就業規則を整備し、週2日(4週8休)以上の休日を持っている者
- 2 前項の規定に関わらず、規則第5条第3項第1号から第3号に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者になることはできない。
- (1) みなし大企業に該当する者
 - (2) 札幌市に対する税金や使用料等の債務の支払いを滞納している者
 - (3) 別表1に記す事業を営む者
 - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者
 - (5) 補助事業の実施に関し、法令に違反している者
 - (6) 重大又は悪質な法令違反をしている者
 - (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
 - (8) 民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)又は会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)による申立て等、事業継続について不確実な状況にある者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、札幌市認定プログラムから輩出されたIT人材(以下「補助対象IT人材」という。)の採用にかかる経費のうち、別表2に掲げる経費とする。

(補助金の交付額、申請上限回数)

- 第6条 補助金額は、補助対象経費の10分の10とし、補助対象IT人材の採用1件につき25万円を上限として交付する。
- 2 受給可能な補助金の回数は、札幌市認定プログラム及び補助事業者の組み合わせごとに2回を上限とする。
 - 3 前項の回数は、異なる会計年度間における補助金の回数を合算して考える。
 - 4 第2項の補助事業者及び札幌市認定プログラムの同一性は、次の各号に掲げるとおり判断する。
 - (1) 補助事業者 会社法人等番号が同一のものは、同一の補助事業者とする。
 - (2) 札幌市認定プログラム 認定番号が同一のものは、同一の札幌市認定プログラムとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書兼誓約書(以下「申請書」という。)(様式1)及び添付書類を、札幌市に提出するものとする。
- 2 規則第4条第2項に定める書類の提出は、これを要しない。
 - 3 補助金の交付申請は、札幌市が特別に認めた場合を除き、次に掲げる各号の日付のうち最も遅い日付から起算して30日以内に行わなければならない。
 - (1) 補助対象経費の支出を行った日
 - (2) 補助対象IT人材と正規雇用契約を締結した日
 - 4 前項各号に掲げるいずれかの日付が、札幌市認定プログラムの認定日より過去日の場合、補助金の交付申請を行うことはできない。

(予算)

第8条 補助金は、札幌市が交付決定した日が属する会計年度の予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付決定及び額の確定等)

- 第9条 規則第7条第1項に定める補助金の交付を決定したときは、同時に交付すべき補助金の額を確定するものとする。
- 2 規則第7条第1項の規定による交付決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は、交付決定通知書(様式2)により併せて行うものとする。
 - 3 規則第7条第2項の規定による補助金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書

(様式3)により通知するものとする。

- 4 第1項の規定により交付決定と同時に額の確定を行うため、規則第13条に規定する実績報告書の提出は要しない。

(補助金の交付を受けた者の義務)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 札幌市認定プログラムを活用して採用した補助対象IT人材のうち申請書に記した者 (以下「採用IT人材」という。)を札幌市内に立地する拠点に配属する義務
 - (2) 採用IT人材が採用後1年以内に退職(解雇、退任等を含む。)した場合、速やかに退職状況報告書(様式第4号)にて札幌市に報告を行う義務
 - (3) 札幌市からの要請を受けて、札幌市認定プログラム制度の周知活動に可能な範囲で協力する義務
 - (4) 札幌市からの要請を受けて、札幌市認定プログラム制度に係るアンケート調査に回答する義務
 - (5) 第4条第2項第1号から第8号までのいずれかに該当した場合に、遅滞なく札幌市に報告する義務
- 2 前項第2号の報告について、採用IT人材の退職に伴い補助対象経費に該当する支出の返還等があった場合は、退職状況報告書(様式第4号)に加えてその金額を証する文書の写し等も添付すること。
- 3 第1項第4号の調査結果は、調査時に合意した条件の範囲内で、札幌市によって対外的に公表することができる。

(補助金交付決定の取り消し)

第11条 規則第17条に定める場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱若しくは本要綱に基づく札幌市の処分又は指示に反する事実が明らかになった場合
- (2) 補助金申請又は札幌市認定プログラムを活用する過程において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合
- (3) 補助金の交付申請後に、第4条第2項第1号から第8号までのいずれかに該当した場合

(検査)

第12条 補助事業者は、採用IT人材の就業状況について札幌市から報告を求められた場合及び経理等の状況について検査を求められた場合は、これに応じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月10日から施行する。

別表 1

<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業 ・ ゴルフ会員権売買などの金融業 ・ 保険媒介代理業及び保険サービス業を除く保険業 ・ 投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業 ・ もっぱら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所 ・ 風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業 ・ モーターなどの旅館業 ・ 特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業 ・ 芸妓周旋を行う民間職業紹介業 ・ その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体（特定非営利活動法人を除く）、公務、集金業、取立業、学校法人など）
--

別表 2

項目名	項目説明
プログラム参加費	札幌市認定プログラムの参加費用として、市内IT企業からプログラム実施者に支払う費用
人材紹介手数料	札幌市認定プログラムを活用して採用が決まった場合の成功報酬として、市内IT企業からプログラム実施者に支払う費用
教育費	採用IT人材の教育にかかる経費として、市内IT企業からプログラム実施者に支払う費用
外国人エンジニア採用支援費	外国人エンジニアの採用に関する諸経費（現地送り出し機関への手数料や、日本への渡航費用、ビザ取得にかかる費用、住居手配にかかる費用等）及びその手数料として、市内IT企業からプログラム実施者に支払う費用
その他	その他市長が認める経費